

志布志市教育委員会外部評価委員会

点検・評価報告書



令和8年8月

志布志市教育委員会

目次

ページ
番 号

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	志布志市教育委員会外部評価の基本方針・・・・・・・・	2
3	志布志市教育委員会委員活動状況・・・・・・・・	4
4	点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	令和7年度教育委員会委員名簿・・・・・・・・	11
6	各課主要事業の説明及び外部評価・・・・・・・・	12
①	フリースクール等通学支援事業・・・・・・・・	13
②	学びの多様化学校整備事業・・・・・・・・	15
③	学力向上推進事業・・・・・・・・	17
④	生徒指導推進事業・・・・・・・・	19
⑤	歴史的建造物活用推進事業・・・・・・・・	21
⑥	ブック贈呈事業・・・・・・・・	23
7	志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程・・・・・・・・	25
8	志布志市教育委員会外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・	26

1 はじめに

今から約 1,350 年の昔、大隅の地、高浜の庄に住む人々の志の厚さに感動された天智天皇が命名したといわれる「志布志」。

海あくまで青く、山野には緑したたり、健やかな市民の声が木霊（こだま）するまちとして、「志を高める教育」の推進を目指すとともに、「きらり輝く三つのおしえ」として、煮しめ（個性の伸長）・つけあげ（確かな変容）・にぎりめし（感謝の心）を基本理念に、学校・家庭・地域が連携を図り、磨けば光る宝石の原石である子供たちを育てていくこととしております。

第 2 次志布志市教育振興基本計画後期基本計画に基づき、本市教育行政の推進を図っており、基本目標である「夢や希望を実現し、ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、様々な施策を講じております。

令和 7 年度の本市の教育活動は、学校をはじめ家庭や地域の確かな教育力を基礎として、第 2 次志布志市教育振興基本計画後期基本計画に基づき展開されました。皆様の御支援・御協力と市当局の財政援助等に深く感謝申し上げます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条の規定におきまして、毎年、教育行政に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表することが義務付けられております。

教育委員会では、これまで以上に効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、教育委員会の主たる事務事業の点検・評価を行い、ここに報告書を作成しました。御高覧の上、教育委員会の事務事業等に御理解を賜り、御指導くださいますようお願いいたします。

令和 8 年 8 月
志布志市教育委員会

2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針

1 概要

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成20年4月1日施行）に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが規定された。

志布志市教育委員会としても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、平成20年度から外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検・評価を行うものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 **教育委員会は、毎年、その権限に属する事務**（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）**の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。**

2 **教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。**

2 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 志布志市が行う行政評価システムとの整合性があること。
- (2) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とすること。
- (3) 評価の客観性及び透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- (4) 評価の対象・方法は、毎年度見直しを行うこと。

3 点検・評価の対象

- (1) 教育委員の活動状況
 - ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
 - ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況
- (2) 教育委員会の所管する事務事業

第2次志布志市総合振興計画に掲げられた施策及び事務事業のうち、教育委員会が所管する事務事業とし、行政評価で実施した自己評価の中から教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

4 点検・評価の時期

翌年度事業に、点検・評価の結果を活用するために、翌年度予算編成前の毎年10月までに行う。

5 点検・評価の手順

- ☐ 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価
↓
- ☐ 外部評価委員会による評価
↓
- ☐ 報告書の作成
↓
- ☐ 教育委員会で報告書の決定
↓
- ☐ 議会への提出及び市民への公表

3 志布志市教育委員会委員活動状況

1 教育委員の状況

令和7年4月1日現在の教育委員数 4人（男性2人、女性2人）

2 教育委員会会議の開催回数 ※（ ）内は、前年度の回数

- (1) 令和7年度の回数 定例会 12回（12回）
臨時会 1回（1回）
- (2) 定例及び臨時教育委員会での議案件数 34件（23件）
教育長に委任された専決等の報告件数 67件（68件）
- (3) 議事録の作成方法 要点の筆記 録音して取りまとめ
- (4) 定例及び臨時教育委員会における主な審議内容

期 日	審 議 内 容
4月23日 (水) 定例会	○専決の報告7件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援
5月27日 (火) 定例会	○専決の報告8件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告3件：志布志市社会教育委員の委嘱、志布志市公民館運営審議会委員の委嘱、志布志市スポーツ推進委員の委嘱 ○議案6件可決：志布志市奨学生選考委員会委員の委嘱、志布志市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱、志布志市いじめ問題専門委員会委員の委嘱、志布志市スポーツ推進審議会委員の委嘱、志布志市立図書館協議会委員の委嘱、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）に関する意見の申出
6月24日 (火) 定例会	○専決の報告5件：就学すべき学校の指定、行事の後援 ○議案2件可決：奨学生の決定、学校給食における飲用牛乳の対応
7月23日 (水) 定例会	○専決の報告4件：就学すべき学校の指定、行事の共催・後援 ○議案2件可決：松山地域の学校統合に係る義務教育学校の設置方針、志布志市部活動指導員設置規則の制定
8月28日 (木) 定例会	○専決の報告6件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告1件：令和7年度志布志市一般会計補正予算（第

	5号)に関する意見の申出 ○議案1件可決：市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告
9月25日 (木) 定例会	○専決の報告5件：就学すべき学校の指定、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告1件：令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定に関する意見の申出 ○議案1件可決：志布志市松山地域学校統合準備委員会等設置規程の制定
10月30日 (木) 定例会	○専決の報告2件：行事の後援 ○議案1件可決：議決事項（学校給食における飲用牛乳の対応）の変更
11月21日 (金) 定例会	○専決の報告3件：就学すべき学校の指定、行事の後援 ○議案14件可決：志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出、志布志市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定に関する意見の申出、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定に関する意見の申出、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定に関する意見の申出、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定に関する意見の申出、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定に関する意見の申出、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定に関する意見の申出、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定に関する意見の申出、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出、森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定に関する意見の申出、八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定に関する意見の申出、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）に関する意見の申出
12月23日 (火) 定例会	○専決の報告4件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 ○臨時代理の報告1件：令和7年度志布志市一般会計補正予算（第10号）に関する意見の申出 ○議案1件可決：志布志市松山地域学校統合準備委員会等設置規程の一部を改正する告示の制定

1月28日 (水) 定例会	○専決の報告4件：就学すべき学校の指定、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告1件：令和7年度志布志市一般会計補正予算(第11号)に関する意見の申出 ○議案1件可決：志布志市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定
2月25日 (水) 定例会	○専決の報告4件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 ○臨時代理の報告2件：令和7年度志布志市一般会計補正予算(第13号)に関する意見の申出、令和8年度一般会計予算に関する意見の申出 ○議案5件可決：義務教育学校の新設に伴う関係規則の整理に関する規則の制定、義務教育学校の新設に伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定、志布志市教育支援センター事業実施規程及び志布志市指定学校変更事務取扱規程の一部を改正する告示の制定、志布志市立学校における防犯カメラの設置及び運用に関する規則の制定、志布志市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定
3月8日 (日) 臨時会	○議案1件可決：教職員人事案件
3月24日 (火) 定例会	○専決の報告4件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 ○議案8件可決：令和8年度志布志市教育行政の重点施策、松山地域学校施設整備基本計画の策定、志布志市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、志布志市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定、志布志市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定、志布志市部活動地域移行推進協議会設置規程の一部を改正する告示の制定、志布志市学びの多様化学校への転入学に関する規則の制定、志布志市立学校の設置

(5) 会議運営上の主な工夫

教育委員会が定める指針については、定例教育委員会における協議事項として、素案を示し、教育委員としての意見を述べる機会を設けることとした。

(6) 委員から出された動議について 該当なし

3 教育委員の研修会

8月1日（金） 市町村教育委員会委員研修会（鹿児島市）

8月21日（木）・22日（金） 曾於地区教育協議会管外研修会（長崎県大村市・長崎市）

4 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

- (1) 学校訪問 小学校：3校 中学校：1校
- (2) 入学式 小学校：4校 中学校：4校
- (3) 卒業式 小学校：4校 中学校：4校
- (4) その他 転入教職員宣誓式、市青少年音楽祭、青少年研修実行委員会等

5 学校運営報告会

- (1) 期 日 令和8年2月12日（木）
- (2) 場 所 志布志庁舎1階会議室
- (3) 出席者 教育委員、教育長、学校教育課長、学校教育課指導主事、教頭
- (4) 内 容

今年度の学校経営の成果と課題を踏まえ、次年度の学校経営の充実を図るために実施した。教育委員から各学校への質問、グループ別の学校ごとの課題に対して取り組むべき内容について指導が行われた。

6 総合教育会議

第1回	(1) 期 日 令和7年6月12日（木） (2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室 (3) 出席者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課2人、教育委員会事務局10人 (4) 報告・協議 ア 今後の児童生徒数の推移について イ 志布志市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会について ウ 松山地域の学校統合に係る義務教育学校の設置方針（案）について エ 学校給食における飲用牛乳の対応（案）について
第2回	(1) 期 日 令和7年11月11日（火） (2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室 (3) 出席者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課2人、教育委員会事務局10人

	(4) 報告・協議 ア 志布志市松山地域学校統合準備委員会について イ 学びの多様化学校の校名の選定について ウ 今後の教育課程編成の改善について
第3回	(1) 期 日 令和8年3月16日（月） (2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室 (3) 出席者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課2人、教育委員会事務局11人 (4) 報告・協議 ア 志布志市松山地域学校統合準備委員会等での協議状況について イ 悠志学園（学びの多様化学校）の開校等について ウ 「日本語サポート教室」の開設について エ 松山地域学校施設整備基本計画（案）について オ 志布志市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

4 点検及び評価

令和7年2月に策定した第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画の基本目標である「夢や希望を実現し、ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、様々な施策を講じることにより、本市教育行政の推進を図っている。

今後は、後期基本計画に基づき、学校・家庭・地域・企業と連携を図りながら、私たち教育委員自身が学校訪問や地域との交流活動を通じて、現状の把握と課題の解決に努め、教育委員会と一体になって教育活動の充実を図る必要がある。

学校教育において、豊かな心の育成、健やかな体の育成、確かな学力の育成を目指し、夢や目標、あこがれをもって努力していく児童生徒を育成する教育活動が展開されていくように、学校訪問や様々な学校参観等あらゆる機会を通じて助言している。

また、定例教育委員会におけるいじめ、不登校、問題行動等の報告を基に、現状把握に努めているが、引き続き、これらの解決へ向けた取組の充実を図っていく必要がある。諸学力・体力検査等の結果を踏まえ、計画的かつ具体的な指導方法の改善に努めるとともに、「楽しくてたまらない授業」の実現を図るため、教職員の資質向上に資する研修の在り方についても検討していきたい。

令和8年4月に開校した学びの多様化学校悠志学園や学びの多様化教室松風における児童生徒の学びの保障と体験活動の更なる充実を図っていく必要がある。

家庭教育が教育の原点であるという視点を念頭に、家庭の教育力を高めるための学びの場の提供や志アップ子育て手帳による啓発活動を推進するとともに、学びが市民個人の成長にとどまらず、地域社会の活性化につながるよう、様々な生涯学習メニューを設定し、多様な学びの環境の整備を図る必要がある。

多様な読書機会の確保を図るため、読書への関心を高める活動と積極的な情報発信を行い、図書館の機能の充実、サービスの質の向上及び利用促進を図るとともに、出前講座等を通じて市民の皆様が親しみやすいスポーツの普及を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しむことができる環境を整備するなど、更なる生涯学習の充実を必要がある。

令和11年4月の松山地域の義務教育学校の開校に向けて、学校統合の円滑な推進が図られるよう保護者や地域と共に協議を行い、「教育のまち 松山」の実現を目指し、活力ある学校づくりに取り組む必要がある。

今後の児童数の急激な減少が見込まれていることから、これからの学校の在り方について、保護者や地域と共に考える場を設け、多様な視点での議論が展開されるよう取り組む必要がある。

学校給食については、引き続き、学校給食費を無償化することにより、児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を図り、安心して子育てができるよう支援を行うとともに、児童生徒にも地球にも優しい未来を目指す「TAMORROW（タモロウ）プロジェクト」の更なる推進を図り、児童生徒が主体的に食に関心を持てるようにするために、地産地消を充実させ、わくわくする給食づくりに取り組む必要がある。

これらの取組とともに、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画及び第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、総合教育会議を通じて市長と教育委員会が教育課題を共有し、十分な意思疎通を図りながら、より一層の教育行政を推進することにより、教育委員としての職務を果たしていきたい。

※ 外部評価

委員の意見	図書館で勉強をしたい子供たちが都城市の図書館を利用している現状もあることから、予算の関係もあると思うが、多くの市民の皆様に利用していただけるよう、本市の図書館においても環境を整備していただきたい。 また、図書館の事業運営の在り方についても検討するなど、現在の図書館の雰囲気も大切にしながら、より利用しやすくなる取組も必要である。 令和11年4月に開校する義務教育学校については、児童生徒の規模に応じて、今後の学校施設の方向性を検討していただきたい。 今回、外部評価の対象となった6つの事業については、教育委員会の自己評価は全てAであり、外部評価委員会としても継続が妥当であると評価する。 自己評価がAであっても、事業内容の見直しや改善等に取り組むとともに、課題解決を図り、より効果的な事業展開を期待する。
-------	---

5 令和7年度教育委員会委員名簿

職 名	氏 名 職 業	任期 回数	当 初 任命日	現在の任期	女性委員	保護者	備考
教育長	ふく だ ゆう せい 福 田 裕 生 公務員	2	R3. 2. 24	R06. 2. 24～ R09. 2. 23			
委 員 (職務代理者)	まつ ばら はる み 松 原 治 美 会社役員	5	H18. 2. 24	R04. 2. 24～ R08. 2. 23			
委 員	しま づ よう すけ 島 津 陽 亮 会社役員	3	H28. 2. 24	R06. 2. 24～ R10. 2. 23		○	R8. 2. 24 ～ 職務代 理者
委 員	つ まち ち よ こ 津 町 千 代 子 歯科衛生士	3	H29. 3. 4	R07. 3. 4～ R11. 3. 3	○		
委 員	ます だ ゆう こ 益 田 裕 子 会社員	2	H31. 3. 2	R05. 3. 2～ R09. 3. 1	○		
委 員	まえ だ かず ひこ 前 田 和 彦 団体職員	1	R8. 2. 24	R08. 2. 24～ R12. 2. 23		○	

6 各課主要事業の説明及び外部評価

教育総務課 ① フリースクール等通学支援事業

② 学びの多様化学校整備事業

学校教育課 ③ 学力向上推進事業

④ 生徒指導推進事業

生涯学習課 ⑤ 歴史的建造物活用推進事業

⑥ ブック贈呈事業

事業名	フリースクール等通学支援事業			所管課	教育総務課
事業費	予算額	800千円	決算額	473,000円	
(事業概要)					
1 目的					
不登校児童生徒の多様な教育機会を確保し、将来的な社会的自立に向けた支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。					
2 事業内容					
(1) 対象者					
市内に住所を有し、かつ次の各号のいずれかに該当する者に、その児童生徒の市長が認定した施設（以下「フリースクール等」という。）又は学びの多様化教室松風（以下「松風」という。）への通学に対して補助を行う。					
ア フリースクール等に通学する児童生徒の保護者					
イ 松風に通学する児童（片道の通学距離が4キロメートル以上である者に限る。）又は生徒（片道の通学距離が6キロメートル以上である者に限る。）の保護者					
(2) 補助額					
往復の通学距離1キロメートル（1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）につき37円を乗じて得た額に通学日数を乗じて得た額（同一世帯から同一フリースクール等に2人以上通学する場合は、1人分の額とする。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（算定したフリースクール等通学支援補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）					
ア 志布志市児童生徒就学援助規則（平成25年志布志市教育委員会規則第2号）第6条第1項の規定による認定を受けた者 10分の10以内					
イ ア以外の者 10分の7以内					
(3) 令和7年度実績					
小学生1人	6年生	肝属地区のフリースクールへの通学	29,000円		
中学生3人	3年生	鹿屋市のフリースクールへの通学	181,000円		
	3年生	鹿屋市のフリースクールへの通学	185,000円		
	3年生	松風への通学	78,000円		
			合計	473,000円	
3 反省及び評価点					
フリースクールや松風へ通うことで、不登校児童生徒の多様な教育機会が確保できている。通学は、保護者の送迎などによる自力通学が原則であるため、本補助金により経済的な負担軽減につながっている。					
令和8年度からは、悠志学園の児童生徒も本補助金の対象とした。これからも不登校児童生徒の教育機会の確保に努めていきたい。					

1 事業内容

事務事業名	フリースクール等通学支援事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	1 たくましく生きる力を育むまち
施 策（基本事業）	1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
目 的	不登校児童生徒の多様な教育機会を確保し、将来的な社会的自立に向けた支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。
効 果	不登校児童生徒がフリースクールや松風へ通うことで、不登校児童生徒の多様な教育機会が確保できる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	多様な教育機会を確保するために必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	必要な予算を執行し、適切な教育環境を維持しているため、妥当である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	教育機会の確保を図るための補助であるため、市が実施しなければいけない。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	不登校児童生徒の保護者の通学に係る経済的負担の軽減につながっている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	A	不登校児童生徒は依然として多い状況であり、今年度開校した悠志学園も対象とするため、経費増を見込んでいる。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	通学に関しては、保護者による自力通学が原則であり、距離制限を設けているため、対象の設定は適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価（事業の方向性）		総合評価：A 実施 フリースクールや松風へ通うことで、不登校児童生徒の多様な教育機会が確保できている。これらの通学は、保護者の送迎などによる自力通学が原則であるため、本事業により経済的な負担軽減につながっている。また、令和8年度に開校した悠志学園も対象とすることにより、引き続き、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に努めていきたい。			

3 外部評価

外部委員の意見	フリースクール等通学支援の対象に悠志学園を加えることにより、通学しやすい環境整備を図っていただくとともに、通学距離が遠距離になる児童生徒の保護者の負担軽減を図っていただきたい。また、悠志学園と松風の緊密な連携を図っていただきたい。
---------	--

事業名	学びの多様化学校整備事業			所管課	教育総務課・建設課
事業費	予算額	249,764千円	決算額	248,706,182円	

(事業概要)

1 目的

志布志市学びの多様化に係る基本構想検討委員会の中間まとめを踏まえ、様々な理由で学校を欠席している児童生徒の「学びの保障」を実現するため、新たな教育環境を整備する必要がある。

また、早期の教育環境の整備と市有財産の有効活用による財政負担の軽減を図るため、遊休資産であった有明庁舎別館を活用し、学校への用途変更を行うことで、令和8年4月の開校に向け、個々の特性に応じた義務教育学校として「学びの多様化学校」の整備を行う。

2 事業内容

改修工事（用途変更：事務所→義務教育学校）

・学びの多様化学校整備事業

鉄骨造（S造） 2階建 延べ床面積 1,354㎡（1階689.4㎡ 2階664.6㎡）

内部改修： 間仕切り工事 ・ 空調設備改修 ・ 各種設備改修
トイレ及び外部においては、既設利用

整備室

- ◇ 前期課程
 - ・普通教室 3室（可動間仕切）
- ◆ 後期課程
 - ・普通教室 3室
- ※ 共用
 - ・職員室 ・校長室 ・保健室 ・活動室 ・音楽室 ・家庭理科室
 - ・活動室兼リビングルーム ・相談室 ・更衣室 ・給食受入室
 - ・職員休憩室
- ◎ その他
 - ・学びの多様化教室 松風

3 反省及び評価点

遊休施設となる有明庁舎別館を短期間で整備することができた。また、整備費用において、一定のコスト縮減を図ることができた。

近年、国の交付金など財源の配分が非常に厳しくなっているところであるが、国や県教委と連携を図ることで、国の交付金を有効活用することができた。

平成18年の市町村合併の際に建設した建物であり、当時のバリアフリー法で整備された庁舎であったことから小中学校基準に適合しており、整備の効率化に寄与した。

1 事業内容

事務事業名	学びの多様化学校整備事業
まちづくり方針	5 〈教育・文化〉文化・財産を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施 策（基本事業）	2 学校教育の充実
目 的	学校を欠席しつつも、通学意思を持つ児童生徒の「学びの保障」を実現するため、新たな教育環境を整備する。
効 果	児童生徒が安全安心で良好な学習環境で学べる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	不登校児童生徒の学びを保障するためには、必要な事業である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	不登校の児童生徒の教育機会を確保する手段として有効である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	市立学校は、設置者である市がその学校の経費を負担する必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	学びの多様化学校を設置することにより、不登校児童生徒の教育機会を確保することができた。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	A	近年の物価高騰に伴い、建設工事価格においても、経費が上昇している。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	市立学校は、設置者である市がその学校の経費を負担する必要がある。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価（事業の方向性）		総合評価：A実施 遊休施設や国の交付金の有効活用することにより、早期に学びの多様化学校施設の整備を行うことができた。学校を欠席している児童生徒の教育機会を確保するとともに、安全安心で良好な学習環境を整備することができた。			

3 外部評価

外部委員の意見	学びの多様化学校については、先進的な取組であり、将来の担い手となる本市の子供たちにとって、とても良いことであるが、今後児童生徒が増えることも懸念されるため、引き続き、各学校において不登校児童生徒への対応をしていただきたい。 市内の児童生徒だけではなく、市外の児童生徒を受け入れるための広域的な取組も検討し、今後の学校の方向性をしっかりと検討していただきたい。
---------	---

事業名		学力向上推進事業		所管課	学校教育課
事業費		予算額	15,469千円	決算額	12,905,970円
(事業概要)					
1 目的					
国や県が実施する各種学力調査等を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力の現状について捉え、各校に学力向上アクションプランを作成させ、授業改善を図り、家庭・地域と協働しながら学力の定着と向上を図る。					
2 事業内容					
(1) 諸検査等の実施					
標準学力検査（N R TやC R T）の実施					
知能検査、学習適応性検査の実施					
(2) 全国学力・学習状況調査の実施（文部科学省事業）					
全国の小学6年生、中学3年生を対象に実施					
(3) 鹿児島学力・学習状況調査の実施（県事業）					
県内の小学5年生、中学1・2年生を対象に実施（令和8年1月13日～23日のうち2日間）					
(4) 児童生徒の確かな学力の定着に向けた取組					
① 学力向上アクションプランの作成 ② 志学教室 ③ 道德教育総合支援事業					
④ キャリア教育の推進 ⑤ 幼保小連携の強化 ⑥ 理科観察実験支援事業					
⑦ 小・中連携の強化 ⑧ 小・中一貫教育の研究 ⑨ 鹿児島大学等との連携事業					
⑩ 夏休み学習教室 ⑪ 教職員へのタブレットパソコン導入					
⑫ 中学生英語技能検定実施事業（令和7年度から年2回の補助）					
(5) 志学教室（土曜学習教室の開催）					
① 中学生を対象として、数学・英語の教科で土曜学習教室を3会場で年15回実施					
② 講座申込者102人、出席率平均55.5%（令和6年度：講座申込者92人、出席率平均55.5%）					
(6) 校内研修への指導助言					
各学校の校内研修へ参加し、指導案検討、研究授業に対する指導・助言					
（指導主事・学校教育専門官7人で年間延べ80回）（令和6年度は52回）					
（鹿児島大学教育学部教授等による指導助言 年間34回）（令和6年度は年間35回）					
3 反省及び評価点					
(1) 全国学力・学習状況調査において、小学校は国語-4.8、算数-4.0となっており、中学校は、国語-6.3、数学-10.3となっている。鹿児島学力・学習状況調査においては、小学校は、国語・社会・算数は、県平均と同等の結果になっている。中学校は県平均以下である。いずれの調査も平均を下回っているが、多くの教科が平均に近付いてきている。今後も、授業の充実を図るとともに、学校運営協議会の中で学力について協議するなど、地域と共に協働する道筋をつくっている。					
(2) 土曜学習教室「志学教室」は、参加しやすい環境を整え、土曜日を規則正しく過ごす習慣が定着してきている。また、出席率も50%を超え、夢プロジェクト（講演、スポーツ体験等）を通し、将来の夢の実現に向けた抱負を語る感想も多く見られた。今後も内容の更なる充実を図りたい。					
(3) 鹿児島大学教育学部教授等や指導主事等が校内研修で指導助言することで、各校の研究テーマや授業改善の方策につながった。また、教職員のタブレットパソコンの導入（充足率100%）、タブレット活用に関する研修の実施（参加者26人）により、教職員のICT活用能力も向上している。					
(4) 市内全体で1年174人、2年224人、3年242人の合計640人（全生徒中延べ76.8%）の生徒が中学校英語技能検定実施事業の助成を利用し英検を受検した、英語を意欲的に学習する生徒の増加につながった。（級保有者数：準2級プラス2人、準2級17人、3級68人、4級97人、5級125人）					

1 事業内容

事務事業名	学力向上推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施 策（基本事業）	2 学校教育の充実
目 的	国や県が実施する各種学力調査等を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力の現状を捉え、各学校が学力向上アクションプランを作成することで授業改善に役立てる。更に職員研修を充実させることで教職員の資質向上を図り、家庭・地域と協働しながら学力の定着と向上を図る。
効 果	各学力調査の問題ごとの通過率や誤答傾向の分析を行い、各学校の学力向上アクションプランが改善され、授業改善に役立てられている。また、鹿児島大学等の教授の専門性を生かした授業づくり、タブレット活用に関する研修等により教職員の資質向上が図られた。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	緊急性・必要性 は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	児童生徒に確かな学力を身に付けさせることは、学校教育の課題の一つであり、学力の定着・向上への取組は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	児童生徒の学力の実態を確実に把握し、施策を講じるためには、極めて有効かつ重要な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	B	基本的な方針及び施策については市が実施しているが、標準学力検査（NRTやCRT）や知能検査等は民間に委ねている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	B	県の学力に関する調査で通過率を下回っているが、その差は減少しており、今後も向上する可能性が十分にある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	B	学力検査等の単価は決められており、市としては、削減は困難であるが実施学年等の検討をする。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	学力検査等の費用を受益者負担にすることは、公教育の性質上好ましくない。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価（事業の方向性）		総合評価：A実施 国や県が実施する各種学力調査等において、ここ数年で着実に県との差が縮まっている。しかし、学校間において差が見られる。令和8年度も「楽しくてたまらない授業づくり」を市内22校の共通テーマとして設定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善に「チーム志布志」として取り組んでいく。また、中学生英語技能検定助成事業を生かし、英語の学習意欲の向上を図りたい。さらに、人格の完成を図る上でも、知育・徳育・体育とのバランスに配慮した学力向上は、学校教育の最大の使命であることを念頭に置き、引き続き、学力向上推進アドバイザー、情報教育推進アドバイザー、体力向上推進アドバイザー、特別支援教育推進アドバイザー、外国語教育推進アドバイザー、食育アドバイザーを委嘱し、「学校の力、家庭の取組、地域との支え合い」を合言葉にして取組を推進していく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	志学教室においては、数学や英語だけではなく、読解力を高めるためにも国語も必要だと思われるので、今後取り組んでいただきたい。 タブレットの有効活用を図っていただきたいことと、書く力は非常に大事であるので、タブレットと書くことのバランスを確保する必要がある。
-----------	--

事業名		生徒指導推進事業		所管課	学校教育課
事業費		予算額	11,818千円	決算額	10,371,615円
(事業概要)					
1 目的 学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、より良い生徒指導体制を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校児童生徒の出現を抑止し、学びを止めない取組を進める。					
2 事業内容					
事業	ねらいや内容			成果等	
スクールソーシャルワーカー配置(6人)	(1) スクールソーシャルワーカー(SSW)研修会を毎月開催し、生徒指導に係る問題等の情報を共有するとともに、その解決の方策を協議する。 (2) 各学校における生徒指導に係る問題等の会議に出席し、児童生徒や保護者の相談活動に役立てる。(随時) (3) 学校いじめ防止基本方針の定める組織の一員として、いじめの未然防止、早期発見・解決に努める。			毎月末(全12回) 学校訪問等の回数 683回(R6:634回) 家庭訪問等の回数 228回(R6:204回) 上記の学校訪問・家庭訪問以外(教育支援センター・研修会等) 174回、計1,085回(R6:計1,030回) ケース会議開催回数 7回(R6:5回) 訪問回数がR6より増加し、家庭訪問や学校の会議、不登校対策連絡会等に参加して情報を共有するなど、学校と連携した取組を継続した。また、不登校児童生徒宅への定期的な家庭訪問や朝の登校支援、家庭に課題を抱えている児童生徒を外関係機関に繋ぎ、サポートを継続している。その成果もあり、不登校生の出現率及び人数は減少した。引き続き各関係機関と連携を深め、丁寧に継続した支援を行う。	
スクールカウンセラー配置(3人)	(1) 県事業(一部市事業)であるスクールカウンセラー(SC)を委嘱、配置する。 (2) 臨床心理に関する高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置することで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。			全小・中学校 188回(R6:181回) 相談回数 501回(R6:477回) 不登校、いじめ、問題行動に関するカウンセリングだけでなく、緊急時の対応や個別の状況に応じた支援方策を助言いただき、児童生徒が安心して学校生活を送れるようになった。別室登校や市教育支援センターにつなげるなど、状況の改善が図られるケースが増えている。R8年度は、週1回4人のスクールカウンセラーに悠志学園の教育相談室で勤務いただき、教育相談体制を更に充実を図る予定である。	
子どものサポート体制整備事業(市教育支援センター学びの多様化教室松風)	(1) 不登校や不登校傾向の児童生徒に対して学びの多様化教室松風へ通所を推奨し、学校や保護者と連携を図り、校へ復帰するための支援を行う。 (2) 午前はタブレット等を利用した教科学習や自立活動を行い、それぞれの課題に応じた学びに取り組み、午後は体育館でバドミントン等の運動を通して基礎体力を身に付け、ゲーム等を通したコミュニケーション能力を高める活動を行う。 (3) 校外での社会科見学や農作物栽培等の農作業など、様々な体験活動を通して豊かな心を育めるようにする。 (4) 年2回の保護者会を開催する。			通所児童生徒数15人(中学生13人、小学生2人)(R6:18人(中学生15人、小学生3人)) 不登校で学習する機会が少ない中学3年生に対して、個に応じた学習支援や生活改善への指導等により、8人全員が希望する高等学校へ進学した。 タブレット(スタディサプリ・AIドリル)等を活用した教科学習、社会的自立に向けた農作業や異学年交流の運動、オリジナルの運動会の開催を通して学校や保護者とのつながりを再構築したことで、小・中学生の4人は、在籍学校へ登校できている。また、9人は悠志学園へ転学した。 学びの多様化教室松風での学習や様々な活動の様子を保護者会で説明し、オリジナルの運動会に保護者も一緒に参加したことで、児童生徒の様子を見ることができたため、保護者との連携が深まり、通所生の通所日数が増加した。令和8年度からは、オンライン学習支援を開始予定である。	
生徒指導に関する月例報告	各学校の生徒指導に関する問題行動や家庭・地域との連携の状況を月ごとに把握し指導に生かす。また、各学校における魅力ある学校づくりと発達支持的生徒指導の充実、小中連携・学習者主体の授業づくりを推進する。			いじめ事案や問題行動等の対応について学校と連携を図りながら指導・支援することができ、いじめ事案や問題行動の解決につなげることができた。 いじめの認知件数 283件(R6:413件) 不登校(年間30日以上欠席)者数 66人(R6:77人)	
3 反省及び評価点					
(1) スクールソーシャルワーカー配置事業の実施により、児童生徒や保護者、学校の実態に応じた訪問活動の充実が図られ、今後も学校と連携し、新たな不登校を出さないための取組や関係課との連携を継続していく必要がある。					
(2) 心理面で悩みを抱える児童生徒の相談や不登校、問題行動等に対する教職員の指導方法等に対し、スクールカウンセラー(臨床心理師・公認心理士)から指導・助言をいただくことにより、学校・教育委員会・保護者がチームとして問題解決が図られた。					
(3) 学びの多様化教室松風では、社会的自立を目指し、コミュニケーション力や体力の向上、生活習慣の改善を図るとともに、中学3年生の進路指導においては、学校と緊密な連携を図り、希望校への進学につながった。					
(4) 長期休業中における共通指導項目等を確認し、組織的指導体制の整備を図ることができた。					
(5) 毎月のいじめ・不登校・問題行動・虐待の状況を把握し、各学校の指導状況、改善状況等を分析することにより、その後の指導を適切に行うことができた。					
(6) 全ての学校において魅力ある学校づくりと発達支持的生徒指導の充実を努め、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」に取り組むことにより、不登校生が減少したが、今後も学校と連携した不登校対策に取り組む必要がある。					
(7) 公認心理士を1人配置し、子育てに悩んでいる保護者への相談支援体制の充実を図ることができた。					
(8) 発達障害等の疑いのある児童生徒への対応について、包括連携協定を締結している鹿児島大学をはじめ諸関係機関との連携を図るとともに、更なる教職員や保護者の研修機会の充実を図る必要がある。					
(9) 学びの多様化教室松風の活動の充実と学びの多様化学校の設置に向けて、「市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会」を設置し、協議を進め、令和8年4月に開校した。					

1 事業内容

事務事業名	生徒指導推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>伝統・文化を守り育みく、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施 策（基本事業）	2 学校教育の充実
目 的	学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、より良い生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校児童生徒の出現を抑止し、学びを止めない取組を進める。
効 果	該当児童生徒を取り巻く諸関係機関との連携が図られ、解決に向けてより良い方策を模索する態勢が整備できてきた。また、いじめ問題の早期発見、早期解決や不登校の継続数の減少も図られてきた。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	緊急性・必要性 は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	不登校問題は依然として本市の抱える喫緊の課題である。新規の不登校児童生徒が出現しないよう、魅力ある学校づくり、小中連携、学力の向上、生活習慣の確立に向けて、今後も学校・家庭・地域が一体となって具体策を講じていく。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育専門官、特別支援教育相談員による関係機関との連携をはじめ、各学校においても組織的な取組ができており、非常に有効な手段となっている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域・関係機関等との連携は不可欠であり、児童生徒の健全育成に向けて市が社会総ぐるみで推進していく体制を整える必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	いじめ問題については早期発見・早期解決が図られ、過去の事案も経過観察を継続できている。不登校生の出現率・人数が2.86%66人（小1.61%24人、中5.12%42人）で、昨年度の出現率・人数の3.18%77人（小1.74%28人、中6.00%49人）より減少している。今後も管理職研修会や生徒指導主任担当者会などで啓発を図る。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	A	課題を解決し、人格の完成を図る上からも喫緊の課題が残されており、削減は不可能である。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題であり、公教育の性質上、市が負担すべきである。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価（事業の方向性）		総合評価：A実施 いじめや不登校問題等は、在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題である。また、いつ、どこで発生するかを予見することは大変難しい問題であり、今後も市として継続的で体系的な対応が必要である。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業、市教育支援センター学びの多様な教室松風等や関係機関等と連携を深めるとともに、専門的な知見を有する大学研究者や状況によっては弁護士・公認心理士からの助言も受けながら、問題の未然防止と初期対応、解決に取り組まなければならない。 また、新たな不登校児童生徒の出現の抑止や児童生徒の学びを止めない取組の充実のために、児童生徒にとって安心して過ごせる居場所づくりに、学校、保護者、地域社会と一体となった取組を更に進めていく必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	いじめの認知について、件数が増加することについては懸念するところもあるが、認識が高くなっているという点では良いことである。引き続き、認識を高くして、軽微ないじめでも報告していただきたい。 子供の性格は様々であり、その受け取り方も様々であるので、先生方の言動が威圧的になることがないよう、今後も指導していただきたい。
-----------	--

事業名	歴史的建造物活用推進事業			所管課	生涯学習課
事業費	予算額	66,000千円	決算額	66,000,000円	

(事業概要)

1 目的

市が所有する歴史的建造物の保存と活用を推進するため、歴史的建造物の活用を行う民間事業者に対し、改修費の一部を助成することにより、観光まちづくりを推進するとともに、歴史的建造物の有効活用及び保存を図る。

2 事業内容

(1) 条例制定（令和6年12月20日）

志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例

- ・市が所有する歴史的建造物を民間事業者に対し、時価より低い価額で貸付け、借り受けた事業者は、観光まちづくり並びに歴史的建造物の有効活用及び保護につながる事業を実施する。
- ・対象となる歴史的建造物：木下氏庭園、天水氏庭園、山中氏邸

(2) 事業者の募集・選定及び契約（令和7年3月～7月）

- ・木下氏庭園及び山中氏邸を対象とし、歴史的建造物を活用する事業を公募、審査を経て事業を行う指定事業者を選定。
- ・木下氏庭園：小庭園を有する武家屋敷（明治10年築造）、武家門が現存。
- ・山中氏邸：市指定建造物。主屋（明治15年築造）、みせ別棟（明治45年以前築造）、蔵（明治初期築造）の3棟が現存。
- ・指定事業者：株式会社ラッカン・株式会社リタ共同事業体
令和7年7月1日：賃貸借契約締結（15年間）

(3) 改修工事と補助事業（令和7年7月1日～令和8年3月30日）

- ・歴史的建造物等の改修費用の一部を市補助金として助成。
- ・木下氏庭園：補助対象事業費 66,971千円（うち市補助金33,000千円）
- ・山中氏邸：補助対象事業費144,914千円（うち市補助金33,000千円）
- ・市補助金計66,000千円（企業版ふるさと納税の寄附金を活用）

(4) 活用事業の内容（令和8年5月1日開業）

- ・木下氏庭園
HOTEL RACCAN（分散型ホテル：一棟貸し）
- ・山中氏邸
HOTEL RACCAN（分散型ホテル：フロント・客室2室）、
山中商店（おにぎり・定食店）、Base本店（美容サロン）
令和8年8月1日開業予定：Bakery Raccando（ベーカリー）、
HOUVI CHEESECAKE（チーズケーキ専門店）

(5) 開業後の市との関わり

- ・市は土地建物の所有者として、いわゆる家主の立場となる。
事業者は土地建物を賃借し独立して事業を行うため、市からの運営補助、事業への指示等は行わない。台風災害等が生じた場合には協議を行う。
- ・使用料（年額）（固定）：木下氏庭園137,850円、山中氏邸116,123円

3 反省及び評価点

市が所有する歴史的建造物を民間事業者に貸与し、民間主導による改修・運営を行うことで、市は賃貸収入を得ることができる。

歴史的建造物の保存と活用を両立するため、文化財的価値を損なわない活用の方向性等について、文化財部局と事業者との綿密な擦り合わせを行う必要がある。

1 事業内容

事務事業名	歴史的建造物活用推進事業
まちづくり方針	5 心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	3 文化を守り・育み・つなげるまちをつくる
施 策（基本事業）	2 伝統文化の保存・継承及び歴史遺産の保存・活用
目 的	市が所有する歴史的建造物の保存と活用を推進するため、歴史的建造物の活用を行う民間事業者に対し、改修費の一部を助成する。歴史的建造物を改修し、民間事業が活用することで観光まちづくりを推進するとともに、歴史的建造物の有効活用及び保存を図る。
効 果	歴史的建造物を民間事業者が活用することで、貴重な文化遺産の保護を行うことができるとともに、観光まちづくりを推進する志布志東部地区での開業により、波及効果や観光客の回遊性が生じる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	貴重な歴史遺産を保護し、次世代へ継承していくために必要な事業である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	民間事業者が市の歴史的建造物の活用を行うことは、観光まちづくりと歴史的建造物の保存を行う有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	文化財的価値を損なわないよう、市が歴史的建造物を活用する事業及び事業者の選定を行う必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	市が所有する歴史的建造物について民間事業者による活用を開始したことにより、事業の目的を達成している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	A	活用に向けた歴史的建造物の改修には多額の費用を要するため、市の補助により、民間事業者の参入を促進できる。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	市が所有する歴史的建造物という特定の物件を対象とする事業のため、対象の変更や負担の見直しは不可能である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価（事業の方向性）		総合評価：A実施 次世代へ継承すべき貴重な文化遺産である歴史的建造物について、民間事業者による活用により保存と継承が行われるとともに、観光まちづくりが促進され则认为る。木下氏庭園及び山中氏邸を先進事例とし、軌道に乗せるためのサポートを行うとともに、他の歴史的建造物に波及するよう推進していく。			

3 外部評価

外部委員の意見	志布志市は歴史と文化のまちであることから、歴史的建造物を活用する取組は市外の人だけではなく、地元の人にとっても良いことである。
---------	---

事業名	ブック贈呈事業（ブックスタート・セカンドブック・サードブック）			所管課	生涯学習課
事業費	予算額	1,037千円	決算額	1,035千円	

（事業概要）

1 目的

親と子の絆を本を介して深めてもらうことや子供の発達段階に応じた本に出会うことにより、読書に親しむ機会と生涯にわたる読書習慣を身に付ける。

- (1) ブックスタート事業は、絵本を介して0歳児を対象に親と子の心のふれあいの時間を持つためのきっかけをつくることを目的としている。
- (2) セカンドブック事業は、小学校1年生を対象に子供たちの発達段階に応じた本に出会うことにより、読書に親しむ機会と生涯にわたる読書習慣を身に付けることを目的としている。
- (3) サードブック事業は、小学6年生の卒業時に中学生活に向けた心構えとして「心を耕す一冊の本」を贈り、将来への豊かな心が育まれることを目的としている。

2 事業内容

- (1) ブックスタート事業（平成14年度開始）
0歳児（生後3～4か月）と保護者を対象とした事業である。保健課が実施する3、4か月健診時に合わせて健診会場で絵本と貸出バックをプレゼントし、図書館ボランティアグループと協力して読み聞かせを行っている。

	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度計画
事業費	359千円	272千円	261千円
対象者	175人	153人	140人
参加者	138人	98人	—
保健課経由	37人	55人	—

- (2) セカンドブック事業（平成25年度開始）
小学新1年生を対象とした事業で、図書館職員が20冊を選書し、その中から親子で好きな本を1冊選んでもらい贈呈する。

	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度計画
事業費	407千円	372千円	404千円
対象校	16校	16校	16校
対象者	258人	204人	230人
贈呈式	松山小（10人）	香月小（35人）	有明地区

- (3) サードブック事業（令和5年度開始）
小学6年生を対象とした事業で、中学校生活に向けた心の準備として、この時期に読んでほしい本を学校司書補と図書館職員が20冊を選書し、その中から1冊を選んでもらい「心を耕す一冊の本」と題して小学校卒業時に贈呈する。

	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度計画
事業費	416千円	390千円	475千円
対象校	16校	16校	16校
対象者	310人	282人	270人
贈呈式	通山小（20人）	尾野見小（13人）	志布志地区

3 反省及び評価点

市内全ての乳幼児、小学新1年生及び小学6年生を対象とし、子供の発達段階に応じて、興味のある1冊の本との出会いを途切れることなく継続し、本を通じて親子の絆を深めるため及び本好きな子供を育むために実施しており、子供の読書活動の推進に繋がっている。

ブックスタート事業が親子の絆を育むために果たす役割は大きいものである。本好きな子供を育てる環境をつくるためにも図書館にとって大変意義のある事業であるが、事情により乳幼児健診に参加されなかった親子には確実に手元に絵本を届ける必要がある。

セカンドブック事業及びサードブック事業は、自分で好きな本を選べることにより、新たな気持ちで読書への興味・関心が高められ、子供の読書活動を推進する上で、大変有効であると学校や保護者からも評価していただいている。

セカンドブック・サードブック事業ともに、贈呈後転入があった児童生徒については本を贈呈するよう検討したい。（小学1年時の年度内、中学1年時の年度内）

1 事業内容

事務事業名	ブック贈呈事業（ブックスタート・セカンドブック・サードブック）
まちづくり方針	5 心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	2 多様な志を育むまち
施 策（基本事業）	1 生涯学習の推進
目 的	親と子の絆を本を介して深めてもらうことや子供の発達段階に応じた本に出会うことにより、読書に親しむ機会と生涯にわたる読書習慣を身に付ける。
効 果	本事業は、絵本を介して親と子の絆を深めてもらうこと、成長段階に応じた読書のきっかけづくりや習慣化を支援することで読書への関心が深まり、本好きな子供が育ってきた。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	子育て支援として、読書習慣を身に付けさせ本好きな子供を育むために必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	図書館ボランティア団体や地域ボランティア、学校、関係機関と連携し、取組ができており非常に有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	子育て支援の目的からも官民一体となった取組であり妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	親子の絆を深められ、保護者からの評価は高い。また、学校と連携することで読書活動の推進が図れる。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	A	選書された最低限のものを配布するとともに、ボランティアの協力も得て実施しており削減できない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	市内の0歳児（生後3～4か月）と保護者、小学1年生、小学6年生を対象としており、受益者負担もなく適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価（事業の方向性）		総合評価：A実施 ブックスタート事業が親子の絆を育むために果たす役割は大きいものである。本好きな子供を育てる環境をつくるためにも、図書館にとって大変意義のある事業であり、将来に向けて大きな成果が期待できる。また、不読率の低減のためには、子供が本に接する機会を増やしていくことが大切であり、セカンドブック・サードブック事業は継続していく必要がある。			

3 外部評価

外部委員の意見	子供たちに本を贈呈することはとても良いことであるので、その後の活用についても工夫していただきたい。また、中学生の読書離れが懸念されることから、中学生にも贈呈するなど出来るだけ多くの本を読んでいただくのための取組をしていただき、子供たちの知見を広める取組をしていただきたい。
---------	--

7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、志布志市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年3月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月25日教委告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この告示による改正後の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は適用せず、この告示による改正前の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は、なおその効力を有する。

8 志布志市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

任期 令和8年4月1日～令和9年3月31日

番号	氏 名	適 用
1	谷 口 誠 一	第3条第2項による
2	山 重 友紀子	第3条第2項による
3	小 窪 久美子	第3条第2項による
4	松 永 武 人	第3条第2項による
5	松 山 武	第3条第2項による



